大阪府営安威川ダム事業　　ずさんな土壌汚染用地取得疑惑浮上

今回の下記の情報公開文書で分かったこと。

１．安威川ダム土地の履歴等調査業務委託検討書２００５年７月
２．汚染土壌撤去工事費総括情報２００５年９月
３．用地買収にかかる土壌汚染の対応について２００５年１１月
４．取得用地土地台帳　２００６年３月
５．安威川ダム本体工事費　費目･工種･施工名称など金入り内訳書
６．安威川ダム土壌調査委託報告書（生保地区）２０１２年度３月
７．土壌汚染対策法１４条指定申請書と添付文書２０１４年３月

① 大阪府営安威川ダム事業用地は大阪府が取得するための手続きを行っているがその用地は国交省名義で登記されている。したがって国交省の指導監督責任も問われる。

② 問題の用地Ａ敷地の位置はダム堤体予定地の一部に位置する。Ｂ敷地は堤体直下左岸斜面に位置する。Ａ敷地（８筆公簿面積４６４７㎡ーただし水路敷１筆２２４㎡を含む。内、２筆２６１１㎡は産廃処理業者（Ｎ産業）所有、５筆１８１２㎡は個人所有）とＢ敷地（３筆公簿面積２４５２㎡個人所有）に分かれている。（地図参照）Ａ敷地は過去に野焼き場として使用されていた形跡があり、その後焼却炉を設置し解体物の焼却を行っていたと思われる。Ｂ敷地は同じく生コンの製造を行っていたと思われる。もともとＢ敷地で借地して生コン製造業（安威川生コン？）を行っていたものを、１９８９年頃から２００２年頃まで、Ａ・Ｂ敷地とも産業廃棄物処理業者（Ｎ産業）が操業していたものと思われる。

③ 大阪府は該当用地（１２筆公簿面積６８７５㎡）を２００６年３月３１日付け契約で用地取得している。取得にあたって大阪府は２００５年度に「安威川ダム土地の履歴等調査業務委託検討」（以下、「０５年調査」という）を行い、土壌汚染状況を把握し国と協議の上、汚染土壌盛土工事費５５１万円を積算し、用地買収価格から２０００円／㎡を控除し㎡／５２５００円で取得したとしている。また２０１２年３月の「安威川ダム土壌調査委託（生保地区）」（以下、「１２年度調査」という）６ページには「０５年調査の後、現在当該地は表層１メートルの撤去を行い、撤去後の表層が基準値に適合していない区画はさらに５０センチ撤去した後に良質土で５０センチの覆土を実施した」との記述がある。ただし該当用地には焼却炉等施設が存在していたため、７割は契約時に支払い、残り３割は施設を産廃処理業者（Ｎ産業）が撤去した時点で支払うとされ、２００９年３月に撤去したため残金を支払ったと大阪府は説明している。また用地取得時に施設設備は滅失している状況にもかかわらず建物等の補償をしている。しかし一方、「１２年度調査」の６ページには、「現地確認の結果、対象地には焼却炉があり、バッテリー、変圧器、さび止め塗料缶が見受けられた」との記述がある。２００９年に施設設備はすべて撤去したので、残金を支払ったとの大阪府の説明と矛盾がある。現在当該地はブールーシートで覆っているが、現況には疑問が多い。

④ ２０１４年３月に大阪府は土壌汚染対策法第１４条に基づく地域指定の申請を茨木市に行い、６月に茨木市は指定を行った。これはダム本体工事着工に当たって、「区画形質の変更」伴うため、法律に従って申請を行ったものと思われる。そのため「１２年調査」の６ページには「０９年調査」では深度３．５メートルの調査であったが、今回は４メートル以深の調査を行ったところ７区画で重金属類が基準値を超過していた」との記述がある。したがって相当深部まで、汚染物質の埋め立てを行っていたと思われる。同じく「１２年度調査」２２ページには「基準値超過土量１４９２７立方メートル廃棄物混入土砂の処理又は撤去が必要」としている。用地取得時に詳細な調査を行っていたら、今回のずさんな用地取得は避けられた。上記汚染土壌をダム本体工事の環境工事費の中で行おうとしているが、その金額の公開を拒んでいる。

※追加情報公開請求文書１．大阪府関係取得用地１１筆に関する「公共用地取得に伴う損失補償基準」による補償の種別、数量、金額。２．安威川ダム本工事費環境対策工事費４４６，５６７，４６４円の金入り設計内訳書

VOLVO

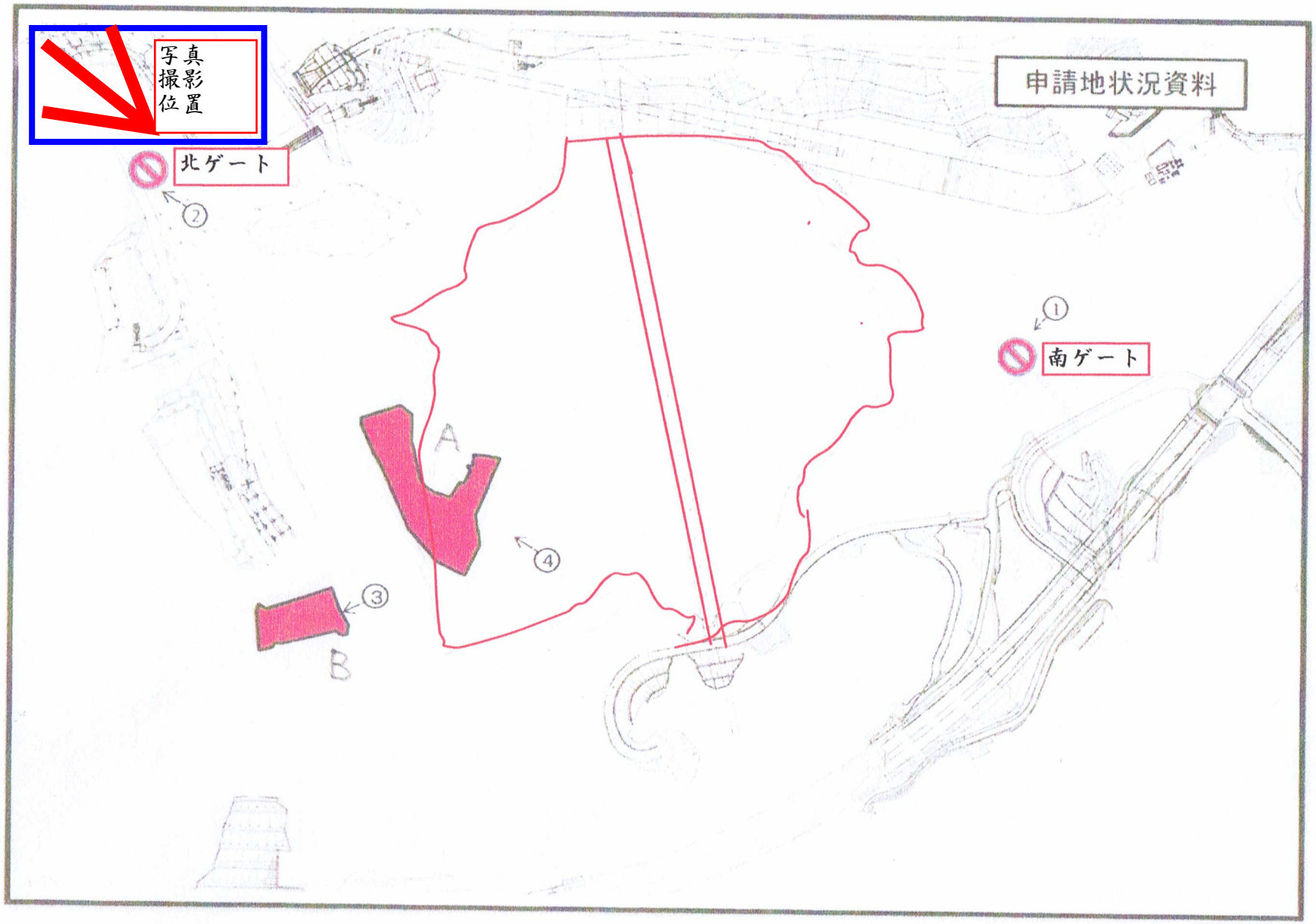
申請地状況資料
写真撮影位置
北ゲート
南ゲート
A
B
①
②
③
④